

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公表番号】特表2005-516829(P2005-516829A)

【公表日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2005-022

【出願番号】特願2003-567680(P2003-567680)

【国際特許分類】

**B 4 2 D 15/10 (2006.01)**

**G 0 2 B 5/18 (2006.01)**

**G 0 3 H 1/18 (2006.01)**

【F I】

B 4 2 D 15/10 5 3 1 B

B 4 2 D 15/10 5 0 1 P

G 0 2 B 5/18

G 0 3 H 1/18

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月10日(2006.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対向する第1、第2面、およびセキュリティ要素(2、4)を備えたセキュリティードキュメント、または該セキュリティードキュメントの半製品であって、前記2つの面を見たとき、それぞれ識別可能であると共にカラーシフト効果が該両面に現れるよう前記セキュリティ要素が取り付けられていることを特徴とするドキュメントまたは半製品。

【請求項2】

前記セキュリティ要素が、反射層(R)を備えた基体(S)、および該反射層(R)の各々の面に、カラーシフト効果を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)を備えていることを特徴とする請求項1記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項3】

前記セキュリティ要素が、基体(S)、および該基体(S)の各々の面にそれぞれの反射層(R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>)、およびカラーシフト効果を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)を備えていることを特徴とする請求項1記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項4】

前記セキュリティ要素が、前記一方の面または両面において回折効果を有していることを特徴とする請求項1～3いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項5】

前記セキュリティ要素が、少なくとも一部の領域に回折構造体(8)を備えていることを特徴とする請求項1～4いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項6】

前記回折構造体(8)が、少なくとも一部が1つまたは複数の前記反射層に重複していることを特徴とする請求項5記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項7】

前記反射層が金属層であることを特徴とする請求項2～6いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項8】

前記反射層が不透明または半透明であることを特徴とする請求項2～7いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項9】

前記反射層( $R$ 、 $R_1$ 、 $R_2$ )の少なくとも1つおよび/または前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )の少なくとも1つが、パターン、記号、あるいは符号形状を成すギャップ(9)を備えていることを特徴とする請求項2～8いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項10】

前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )の1つまたは両方が、少なくとも1つの吸収層( $A_1$ または $A_2$ )、および前記金属層( $R$ )と該吸収層( $A_1$ または $A_2$ )との間に少なくとも1つの誘電体層( $D_1$ または $D_2$ )を備え、少なくとも1つの吸収層および/または誘電体層がパターン、記号、または符号形状を成すギャップを任意に備えていることを特徴とする請求項2～9いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項11】

前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )が、二層構造体を有していることを特徴とする請求項2～10いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項12】

前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )の構造がそれぞれ異なっていることを特徴とする請求項2～11いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項13】

前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )および該干渉素子に挟まれている前記反射層( $R$ )が前記基体( $S$ )の一方の面に配されていることを特徴とする請求項2または4～12いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項14】

前記干渉素子が、前記基体( $S$ )の対向する各々の面にそれぞれ配されていることを特徴とする請求項3～12いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項15】

前記回折構造体(8)が別の層に配されていることを特徴とする請求項5～14いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項16】

前記回折構造体が、前記基体( $S$ )の表面または別の層にレリーフ・パターンとしてエンボス加工されていることを特徴とする請求項5～15いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項17】

前記干渉素子( $I_1$ 、 $I_2$ )の1つが、前記回折構造体に直接隣接していることを特徴とする請求項5～16いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項18】

前記反射層( $R$ )が、前記回折構造体(8)に直接隣接していることを特徴とする請求項5～17いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項19】

前記セキュリティ要素(2)が、前記ドキュメントまたは半製品の前記いずれか一方の面上に貼付され、該ドキュメントまたは半製品の穴(3)または透明領域を越えて延びていることを特徴とする請求項1～18いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

【請求項20】

前記セキュリティ要素(4)が、少なくとも一部が前記ドキュメントまたは半製品に埋め込まれ、該ドキュメントまたは半製品の穴または透明領域を越えて延びていることを特徴とする請求項1～18いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

**【請求項 2 1】**

前記セキュリティ要素(4)が、前記第1面の第1領域および前記第2面の該第1領域と異なる第2領域において視覚的に認識できるよう前記ドキュメントまたは半製品に埋め込まれていることを特徴とする請求項1～18いずれか1項記載のドキュメントまたは半製品。

**【請求項 2 2】**

セキュリティ・ドキュメントに埋め込まれるか、または貼付されるセキュリティ要素であって、少なくとも1つの金属反射層(R)および該反射層(R)の各々の面にカラーシフト効果を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)を有している基体(S)を備えているか、または該基体(S)の各々の面にそれぞれの反射層(R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>)およびカラーシフト効果を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)を備えていることを特徴とする素子。

**【請求項 2 3】**

セキュリティ・ドキュメントに埋め込まれるセキュリティ・スレッドの形態を成していることを特徴とする請求項22記載の素子。

**【請求項 2 4】**

セキュリティ・ドキュメントに貼付されるラベルまたはパッチの形態を成していることを特徴とする請求項22記載の素子。

**【請求項 2 5】**

転写方法によってセキュリティ・ドキュメントに貼付される転写素子の形態を成していることを特徴とする請求項22または24記載の素子。

**【請求項 2 6】**

有価証書にセキュリティ要素を貼付するための転写材料であって、  
担体層、  
反射層(R)、および  
該反射層(R)の各々の面に、カラーシフト効果を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)  
を有して成るか、または  
担体層、  
基体(S)、および  
該基体(S)の各々の面に、それぞれの反射層(R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>)およびカラーシフト効果  
を有するそれぞれの干渉素子(I<sub>1</sub>、I<sub>2</sub>)  
を有して成ることを特徴とする材料。

**【請求項 2 7】**

有価証書にセキュリティ要素を貼付するための転写材料を製造する方法であって、  
担体層を提供するステップ、および  
1つまたは複数の反射層および干渉素子を蒸着するステップ  
の各ステップを有して成ることを特徴とする方法。

**【請求項 2 8】**

セキュリティ要素を備える有価証書を製造する方法であって、前記証書の一部に請求項26記載の転写材料の層構造体を転写し、その後、該転写材料の担体層を任意に剥離することを特徴とする方法。

**【請求項 2 9】**

請求項26記載の転写材料を使用してセキュリティ要素を作成する方法。

**【請求項 3 0】**

請求項1～21いずれか1項記載のセキュリティ・ドキュメントまたは半製品を使用した製品保護方法。